

条 例 案 の 概 要

議案第92号 幸手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例

1 内 容

期末手当の支給割合の改定

年間支給割合を0.05月引上げ

(単位：月)

	年度	期末手当支給割合		
		6月期	12月期	年間計
【現 行】	令和7年度	2.30	2.30	4.60
【改定後①】	令和7年度	2.30	2.35	4.65
【改定後②】	令和8年度以降	2.325	2.325	4.65

(第1条及び第2条中第5条関係)

2 施行期日等

(1) 上記1内容【改定後①】について

公布の日(令和7年12月1日から適用)

(2) 上記1内容【改定後②】について

令和8年4月1日

議案第93号 幸手市市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

期末手当の支給割合の改定

年間支給割合を0.05月引上げ

(単位：月)

	年度	期末手当支給割合		
		6月期	12月期	年間計
【現 行】	令和7年度	2.30	2.30	4.60
【改定後①】	令和7年度	2.30	2.35	4.65
【改定後②】	令和8年度以降	2.325	2.325	4.65

(第1条及び第2条中第5条関係)

2 施行期日等

(1) 上記 1 内容【改定後①】について

公布の日（令和 7 年 1 月 1 日から適用）

(2) 上記 1 内容【改定後②】について

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 94 号 幸手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

(1) 給料表の改定

給料月額を 8,300 円から 13,600 円までの間で引上げ
(第 1 条中別表第 1 関係)

(2) 期末手当の支給割合の改定

年間支給割合を 0.025 月引上げ
(単位：月)

	年度	期末手当支給割合		
		6 月期	12 月期	年間計
【現 行】	令和 7 年度	1.25 (0.70)	1.25 (0.70)	2.50 (1.40)
【改定後①】	令和 7 年度	1.25 (0.70)	1.275 (0.725)	2.525 (1.425)
【改定後②】	令和 8 年度以降	1.2625 (0.7125)	1.2625 (0.7125)	2.525 (1.425)

※ 表中 () 内は定年前再任用短時間勤務職員の支給割合

(第 1 条及び第 2 条中第 17 条の 4 関係)

(3) 勤勉手当の支給割合の改定

年間支給割合を 0.025 月引上げ

(単位：月)

	年度	勤勉手当支給割合		
		6ヶ月期	12ヶ月期	年間計
【現 行】	令和7年度	1.05 (0.50)	1.05 (0.50)	2.10 (1.00)
【改定後①】	令和7年度	1.05 (0.50)	1.075 (0.525)	2.125 (1.025)
【改定後②】	令和8年度以降	1.0625 (0.5125)	1.0625 (0.5125)	2.125 (1.025)

※ 表中()内は定年前再任用短時間勤務職員の支給割合

(第1条及び第2条中第17条の7関係)

(参考)

期末手当・勤勉手当支給割合 (単位：月)

	期末手当	勤勉手当	年間計
改定前	2.50 (1.40)	2.10 (1.00)	4.60 (2.40)
改定後	2.525 (1.425)	2.125 (1.025)	4.65 (2.45)

※ 表中()内は定年前再任用短時間勤務職員の支給割合

(4) 通勤手当の改定及び新設

ア 自動車等の使用距離片道10km以上について、距離区分に応じ、
200円から7, 100円までの間で引上げ

(第1条中第10条関係)

イ 「100km以上 66, 400円」を上限とする新たな距離区分
(5km刻み)を新設(現行の距離区分 上限「60km以上」)

ウ 1か月当たり5, 000円を上限とする駐車場等の利用に対する
通勤手当を新設

(第2条中第10条関係)

(5) その他所要の改正

2 施行期日等

- (1) 上記 1 内容(1)、(2) 【改定後①】、(3) 【改定後①】、(4)ア及び(5)について

公布の日（令和 7 年 4 月 1 日から適用）

- (2) 上記 1 内容(2) 【改定後②】及び(3) 【改定後②】並びに(4)イ及びウについて

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 95 号 幸手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

- (1) 特定任期付職員の給料月額の改定

< 1 号給 >	3 9 2 , 0 0 0 円	→	4 0 5 , 0 0 0 円
< 2 号給 >	4 4 0 , 0 0 0 円	→	4 5 5 , 0 0 0 円
< 3 号給 >	4 9 2 , 0 0 0 円	→	5 0 8 , 0 0 0 円
< 4 号給 >	5 5 5 , 0 0 0 円	→	5 7 4 , 0 0 0 円
< 5 号給 >	6 3 4 , 0 0 0 円	→	6 5 5 , 0 0 0 円

（第 7 条関係）

- (2) 特定業務等従事任期付職員の給料月額の改定

< 1 級 >	2 0 7 , 4 0 0 円	→	2 1 9 , 4 0 0 円
< 2 級 >	2 2 5 , 6 0 0 円	→	2 3 7 , 6 0 0 円
< 3 級 >	2 6 5 , 3 0 0 円	→	2 7 6 , 3 0 0 円
< 4 級 >	2 9 8 , 8 0 0 円	→	3 0 9 , 8 0 0 円
< 5 級 >	3 2 1 , 3 0 0 円	→	3 3 2 , 6 0 0 円

（第 8 条関係）

2 施行期日等

公布の日（令和 7 年 4 月 1 日から適用）

議案第96号 幸手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

1 内 容

(1) 給料表の改定

給料月額を10, 100円から12, 300円までの間で引上げ
(別表第1関係)

(2) 引用条項の整理

駐車場等の利用に対する費用弁償の引用条項を追加するもの
(第22条関係)

2 施行期日等

(1) 上記1内容(1)について

公布の日(令和7年4月1日から適用)

(2) 上記1内容(2)について

令和8年4月1日